

貯蓄預金 商品説明書

5

商品名	貯蓄預金
販売対象	・個人の方のみ
期 間	・払戻に関する期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・当庫の本支店窓口にてお預け入れできます。 ・通帳もしくはキャッシュカードのご利用により、当庫 ATM、また、郵便貯金 ATM その他オンライン提携金融機関 ATM においてお預け入れできます。 ・ATM のお取扱い時間については窓口にてご確認ください。 ・1円以上 ・1円単位
払出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当庫の本支店窓口にて払い出しできます。 ・キャッシュカードのご利用により、当庫 ATM、郵便貯金 ATM その他オンライン提携金融機関 ATM において払い出しできます。 ・ATM のお取扱い時間については窓口にてご確認ください。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・金額階層別金利（10万円未満、10万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上）を適用します。 ・年2回（2月・8月）の当金庫所定の日にお支払いします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は除きます。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードによる払戻し等に当たっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求することがあります。
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優の取扱いができます。 ・「普通預金」との間で資金を移動させるスイングサービスの取扱いができます。（貯蓄総合口座の説明書をご覧ください。）
金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀弁護士会（電話：077-522-2013） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金等の自動受取はできません。・ 「総合口座」の取扱いはできません。・ 総合口座通帳と貯蓄預金通帳を1冊にセットした通帳も取扱いしております。(貯蓄総合口座の説明書をご覧ください。)・ 預金保険制度の対象預金です。・ 預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。
------------	--

(令和4年1月4日現在)